

## 敦賀市中規模開発事業に係る指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中規模の開発事業を対象として、開発事業に係る必要な手続きについて定め、安全で住みよいまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、敦賀市土地利用調整条例（以下「条例」という。）第2条を準用する。

(適用対象)

第3条 次条から第6条までの規定は、開発事業の区域面積が都市計画区域内にあっては1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満、都市計画区域外にあっては2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の開発事業（以下「中規模開発事業」という。）について適用する。

2 既に開発事業が行われた区域（以下「既開発事業」という。）に隣接して、新たに開発事業（以下「追加開発事業」という。）を行うもので、次の各号のいずれにも該当するときは、これを一の開発事業とみなし、この要綱を適用する。

- (1) 既開発事業と追加開発事業の地権者又は開発事業者が同一であること。
- (2) 既開発事業と追加開発事業の目的が同一であるか又は補完するものであること。
- (3) 既開発事業区域と追加開発事業区域の面積の合計が前項に規定する面積であること。
- (4) 既開発事業を行った日から起算して追加開発事業を着手する日までの期間が10年以内であること。

(中規模開発事業の基準)

第4条 開発事業者は、中規模開発事業を行おうとするときは、条例第8条で準用する基準を遵守しなければならない。

(中規模開発事業の届出)

第5条 開発事業者は、中規模開発事業を行おうとするときは、中規模開発事業届出書（様式第1号）を工事着手の30日前までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には別表に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

(助言又は指導)

第6条 市長は、前条の届出があったときは、条例第6条で準用する調整計画及び第4条に規定する基準に照らし、適合しないと認めるときは、開発事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導することができる。

(適用の除外)

第7条 次の各号に掲げるいずれかの事業を行おうとする者は、この要綱は適用しない。

- (1) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業
- (2) 国又は地方公共団体が行う開発事業
- (3) 地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、その他国又は地方公共団体が  
出資し、又はその構成員に加わっている法人等で、その法人の設立趣旨、目的等か  
ら見て公共性が高い国又は地方公共団体に準じる団体が行う中規模開発事業で、市  
長が特に求める公共性が高いもの
- (4) 都市計画法第29条第2項第1号に規定する農業、林業若しくは漁業の用に供す  
る建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供す  
る目的で行うもの
- (5) 非常災害時において、必要な応急措置として行うもの  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定め  
る。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

図面等の種類	縮 尺	明 示 事 項 等	備 考
位 置 図	1/2,500 以上	開発事業区域を明示（朱書き）	
現 況 図	1/2,500 以上	1 開発事業区域を明示（朱書き） 2 開発事業区域及びその周辺地域の道路、水路等公共施設を明示（着色） 3 等高線を表示（2メートルごと）	公道（茶）、水路（青）に着色する。
公 図 の 写 し		1 開発事業区域を明示（朱書き） 2 開発事業区域及びその周辺地域の道路、水路等公共施設を明示（着色）	公道（茶）、水路（青）に着色する。
土地の登記事項証明書		開発事業区域内の土地の全部	
境 界 確 定 図 の 写 し		境界確定区域を明示（朱書き）する。	
土 地 利 用 計 画 図	1/1,000 以上	1 道路、排水施設等公共施設の位置、形状及び道路の幅員 2 予定建築物の用途及び配置 3 公益的施設の位置 4 消火栓の位置	

様式第1号（第5条関係）

中規模開発事業届出書

年 月 日

敦賀市長

殿

開発事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

（法人にあっては、その名称・代表者氏名及び  
主たる事務所の所在地を記入してください。）

敦賀市中規模開発事業に係る指導要綱第5条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

開発事業の名称								
開発事業の目的								
事業	場 所					面 積	m <sup>2</sup>	
区域 状況	都 市 計 画	<input type="checkbox"/> 都市計画区域		<input type="checkbox"/> 都市計画区域外		法定建ぺい率	%	
		<input type="checkbox"/> 用途地域（ ）				法定容積率	%	
開 発 事 業 の 概 要	区 画 数							
	区画面積	最大	m <sup>2</sup>	最小	m <sup>2</sup>	平均	m <sup>2</sup>	
	土 地 利 用 計 画	宅 地	道 路	公 園				計
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>
		%	%	%				%
予 定 建 築 物 的 概 要	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
工事着手年月日	年	月	日					
工事完了年月日	年	月	日					